DIO

DATA資料　INFORMATION情報　OPINION意見

連合総研レポート
2009年12月1日
No.244

CONTENTS

特集

次世代の貧困
ー希望のもてる労働と生活を求めて

貧困の世代間連鎖・固定化を防ぐには
丸山　桂……4

寄稿

若年労働者の貧困の現場から
～社会的排除に対抗する希望のありか～
東海林　智……8

巻頭言……2
谷深けれど、山は…

視　点……3
市民としての失業者の声

報　告……12
希望のもてる労働と生活を考える
ー第 22 回連合総研フォーラムを開催ー

理事会・評議員会報告……20
「2008年度事業報告・収支決算報告および会計監査報告」を承認
ー第60回理事会、第53回評議員会報告ー

書　評……22
杉浦浩美著
『働く女性とマタニティ・ハラスメントー「労働する身体」と「産む身体」を生きる』

今月のデータ……23
相対的貧困率は上昇傾向。国際的にも高水準
ー我が国の相対的貧困率ー厚生労働省発表資料
（10月20日及び11月13日）

事務局だより……24

ホームページもご覧ください　http://www.rengo-soken.or.jp/

巻頭言

谷深けれど、山は・・・

連合総研 所長
薦田隆成

1月号巻頭言に「この1年は耐える時期」と書いたが、11月の政府月例経済報告は、「景気は、持ち直してきているが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある」とし、デフレにも言及した。11月号DIO掲載の連合総研経済見通しでは、昨2008年度平均の実質GDP成長率▲3.2%に続き、本09年度も▲3%程度のマイナスの後、明10年度は1%台のプラス成長（高い方のケースA）と推計している。

年度を通しての実力成長率（年度間成長率）は、当該年度最終四半期（1−3月期）のGDPの前年同期比で測る。08年度の実力成長率は、▲8.7%と大きく落ち込んだが、09年度は持ち直し、+2%超の成長が見込まれる。しかし、10年度の実力成長率は、政策効果の弱まり等から09年度より低くなり、ケースAの場合でも+1%前後と推計される。

相場に「山高ければ谷深し」という格言があるが、米欧中心に発生した大規模な信用バブルを背景とした、金融・経済活動の行き過ぎが、リーマンショックを契機に急激に巻き戻され、その過程で生じたバランスシート調整が、今回の景気後退の本質と言える。このところ世界経済は持ち直してきてはいるが、深い谷に落ちたがために、先進国経済の水準は、いまだ相当低い状況にある。調整期間はなお暫く続くと見なければならない。

昨年夏に当時の大与党、のちの総裁候補が「国の事業仕分け」なるものを初めて行ったが、現政権は、これを大々的な「劇場」に仕立て上げ、公演を連日行った。大蔵事務官として主計業務に携わったり、査定側と要求側の双方の経験をした者の眼から見て、主計局の査定作業にとって、非常に力強い味方となっていると思う。「台本通り」との評もあるが、長年切れなかった予算を切って職責を果たすための、極めて有難い支援に違いない。

このような仕分けは過渡期である今回限り、と首相が一度は発言したようだが、乱暴なやり方にも意味はある。「孫が支払う子ども手当」とならないよう、租特や増税についてもこの調子でやってくれたら、と期待する官僚も多いだろう。

政治の官僚依存が問題にされているが、官僚の政治家依存も大きな問題であった。有力な政治家に取り入ってご機嫌取り（便宜供与）をしないと、正しい必要な政策であっても実現が難しい、という姿があったことは否めない。

政府と与党の重鎮も公言しているが、新しい仕組には試行錯誤はつきものである。経済実験、社会実験に続く、政治実験とでも言えようか。野党時代の主張と違う発言も続出しているが、ある意味でやむを得ない当然のことである。一方、郵政改革については、枢要なポストに就いた複数の有能な元官僚が実力を発揮して経営に当たることによって、当初の方向性とは異なるだろうが、国家国民の役に立つ会社となることを期待したい。

景気が持ち直しているとはいえ、雇用情勢の厳しさは続く。10月の緊急雇用対策では、昨年末の日比谷派遣村の再現を防ぐと謳っているが、代りに正社員村が永田町にできたのでは意味がない。社会における貧困者の割合を表わす指標でもない「相対的貧困率」の算定で満足することなく、貧困の実態をちゃんと把握するための本格的な調査の実施が急がれる。統計調査としては、国民生活基礎調査だけでなく全国消費実態調査も使い、更に、来年は国勢調査の年であるので、併せて貧困実態の調査を行うよう、まさに政治主導で取り組むべきではないか。

また、前政権の提案ではあるが、「安心社会実現会議報告」から"いいとこ取り"をしてでも、"止める・戻す・送る"を超えて、先を見た政策を立案し、そして、早期に実施していく取組みが必要である。意欲と努力だけで戦略が無ければ、「刷新」の実もあがらないと思う。

視　点

市民としての失業者の声

失業者数が360万人もの多数を数えている。その増加の勢いはこの秋に入りやや鈍化しつつあるが、勤労者18人のうち１人が失業者という現在の高失業状態は、勤労を大事にしてきた日本社会の根幹をゆるがし始めていると指摘せざるを得ない。

失業者が直面している生活苦に対し、政府は、住宅支援、職業安定所の対応職員の増加、また生活保護申請窓口の改善などの緊急雇用対策を実施してきている。新しい9月発足の民主党政権は、首相を緊急雇用対策本部長に据え、10月23日には「ワンストップサービス」など支援体制の強化、雇用促進のため「働きながら職業能力を高める」雇用プログラムの推進等を緊急雇用対策として決定し、2009年度末までに10万人程度の雇用創出をはかるとしている。個々の問題に対し緊急対策が行われていることは評価できる、だが、1年間に100万人増の勢いで膨張した失業者の多くは、いまだ先行きの生活設計が立てられずにいる。そして、新しい政府の雇用対策についてもこの生活不安を打開する本来の雇用政策は見出しがたいといわざるを得ない。

この日本の雇用政策の脆弱さは、政府、使用者、マスコミ等の論者がいずれも、緊急かつ重大な社会問題として失業問題を把握しきれていないことが反映している。その一端は、失業者の生活問題に迫った調査がほとんど行われていないことに見てとれる。政府は、非正規雇用の雇い止めなど個別問題については調査を行い結果を発表しているが、失業者の生活問題、再就職活動に関する実態調査はいまだ行ってきていない。

この失業者の生活データが少ない中で、連合と連合総研が本年夏に共同で実施した「失業者の暮らしと就職活動に関するアンケート調査」は、調査方法、設問内容には不十分さがあるが、現在における日本の失業者に関わる問題の所在を伝えている。その調査概要は本誌243号（11月1日）に掲載されているが、ここではいくつかの注目すべき事実を伝えたい。まず、回答した失業者676名の家計収入状況では、正規職の失業者の場合には雇用保険給付もその収入の一部となっているが、非正規雇用の失業者を中心に多くの失業者の場合には、預貯金取り崩しと配偶者収入が家計収入の主要部分を占めている。そして、世帯合計の貯蓄額（中央値）は、正規職失業者で250万円、非正規職失業者では約150万円にとどまり、貯蓄額100万円未満が失業者中の39%に達し、今後数ヵ月以内に再就職できない場合には、たちまち生活困窮に陥る姿を映し出している。また、「就職活動に際して現在支障となること」への回答（3つ指摘）では、男性失業者は、「メンタルな面で不調だ」（45%）、「健康・体力が低下している」（34.9%）、「就職できずあきらめの気持ち」（25.7%）を指摘し、女性の場合には「育児時間が取れない」（30.9%）、「健康・体力が低下している」（24.8%）、「メンタルな面で不調」（23.4%）をあげている。すなわち、失業者は再就職困難の事態に直面すると同時に、「メンタル」、健康、育児に強い不安や困難を感じており、生活の先行きが立たないことに精神的ストレスを高めている。

以上のような日本の失業者の声は、再就職に結びつく雇用対策の抜本強化を求めると共に、その「心の負担」を軽減するため、失業者がその市民生活を再構築できる社会連帯による就労·就業促進の政策、すなわち市民の自立を最後まで支援しつづける雇用・社会政策を行うことを強く求めているのである。　（三沢川）

寄稿

貧困の世代間連鎖・固定化を防ぐには

丸山　桂
（成蹊大学経済学部准教授）

1. 子どもの貧困問題の諸相

子どもの貧困問題が、大人のそれよりも深刻かつ根深い問題であるのは、幼少時の経済的困窮が、生活環境にも悪影響を及ぼすだけでなく、教育や就職など人生の選択肢を狭め、機会の不平等をもたらす大きな要因になるからである。

たとえば、虐待が行われた家庭の状況には、常に経済的困難がつきまとう（東京都福祉保健局2005）。また、道中（2009）による丹念な生活保護ケースワークの研究によれば、世帯主の貧困の世代間継承率は約25%で、母子世帯に限るとその割合は40%にも達する。こうした傾向は世界的にも同様で、OECD（2008a）は、所得の不平等度（ジニ係数）が大きい国ほど、貧困の世代間継承がおこりやすいことを明らかにしている。

知識経済社会においては、教育による国民の人的資源の引き上げは重要な政策課題である。しかし、OECD（2008a）によれば、教育達成度の低い親の子どものPISAテスト成績は相対的に悪く、特に数学的リテラシーでその傾向が顕著にあらわれるという。親の経済力と学力の問題は、日本でも耳塚・牧野ら（2007）による子どもの学力と親の所得水準の調査によって、親の収入階層が子どもの成績や勉強時間に影響を及ぼし、子どもの大学進学率をも左右していることが明らかにされている。さらに、文部科学省によれば、2008年度の全国の大学と短大、高等専門学校で「経済的な理由」で中途退学した者の割合は15.6%で増加傾向にあるものの、大学や高校の経済的支援策の拡充は遅れがちで、親の貧困が潜在的な貧困予備群をつくりだす状況が続いている。

2. 子どもの貧困問題を解消するために

子どもの貧困を解消するには、親の経済状況を改善するための雇用政策や両立支援策、直接的な子育て費用の軽減となる児童手当や扶養控除などの現金給付、機会の平等を確保するための教育費の軽減や選択を増やすなど、収入増加のための支援策があげられる。

OECDの推計[1]によれば、日本の2005年時点の教育関係支出は対GDP3.2%（OECD平均4.8%）、家族給付支出は対GDP比の1.3%（OECD平均2.3%）とどちらも低い水準にあり、親の経済力が子どもの選択肢に直結しやすい構造になっている。また、家族給付支出の構造をみると、現金給付（児童手当など）が0.3%（OECD平均1.3%）、家族サービス（保育サービスなど）0.5%（同平均0.8%）、家族控除（税制上の扶養控除など）が0.5%（同平均0.2%）と、現金給付が極端に低く、家族控除が倍以上に高いという、扶養控除に重きをおいているのが特徴である。

図1は、OECD調査による各国の家族政策支出（現金給付、サービス給付、家族給付）の対GDP比（2005年）と子どもの貧困率（2000年代半ば）の関係[2]をグラフにあらわした結果である。おおむね家族政策支出が多い国ほど、子どもの貧困率は低い傾向がみられる。これをさらに、現金給付（児童手当など）、家族サービス（保育サービスなど）、家族控除（税制上の控除）にわけて、子どもの貧困率との相関をとると、以下のようになる（図2～4参照）。

図2～4を見る限り、子どもの貧困率の改善に効果がある財政政策は、家族サービスが最も高く、ついで現金給付という順番になる。皮肉にも、これまで日本の経済的支援の中心だった家族控除は

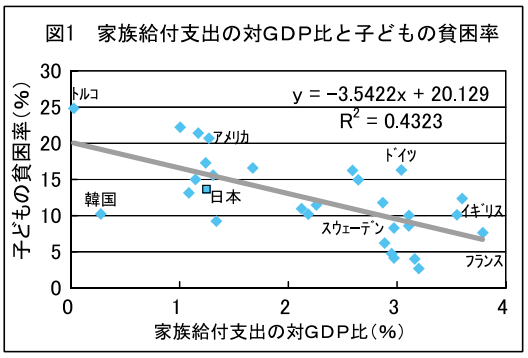

図1　家族給付支出の対GDP比と子どもの貧困率

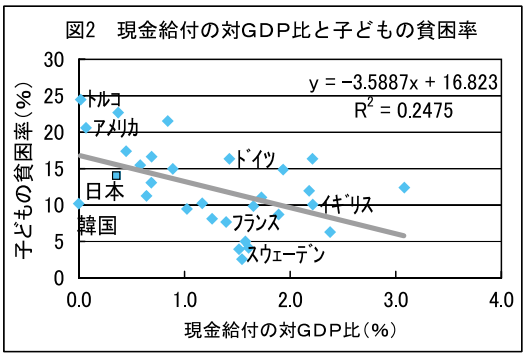

図2　現金給付の対GDP比と子どもの貧困率

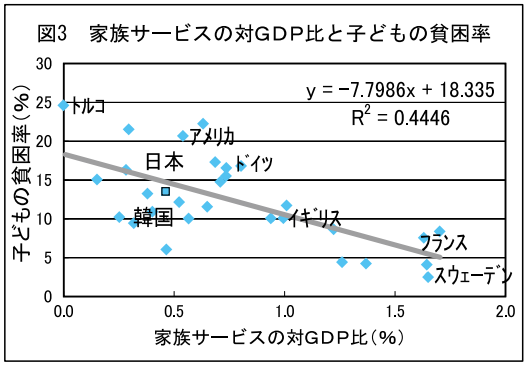

図3　家族サービスの対GDP比と子どもの貧困率

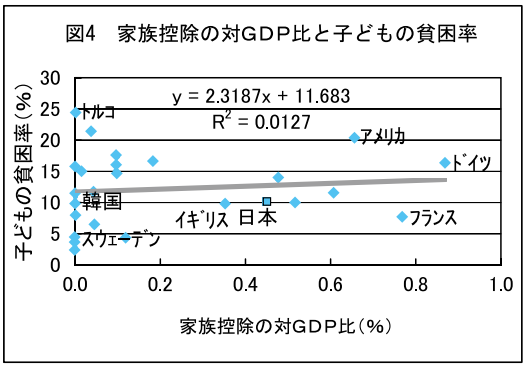

図4　家族控除の対GDP比と子どもの貧困率

ほとんど相関がない、もしくは緩い右上がりの関係であり、子どもの貧困対策という視点に限っては、他の政策より効果が乏しいことが分かる。もう一つ注目すべきことは、子どもの貧困問題の改善には現金給付よりも家族サービスのほうが寄与するという点である。OECDの同データベースでは、16歳以下の子どものもつ母親の有業率と子どもの貧困率は負の相関があり、安定的な親の継続雇用と収入が子どもの経済状況に寄与することを明らかにされている。

日本では、母子世帯の貧困問題が古くから問題視されてきたが、OECD（2008b）で公表された2000年代半ばの児童の貧困率は、OECD平均が12.3%であるのに対し、日本は13.7%でOECD調査対象国30か国中12番目の高さとなっている。同論文によれば、ひとり親世帯の貧困率は、親が就労している場合が60.1%、非就労では58.4%と、OECD平均のそれぞれ53.7%、19.9%であるのに比べ、特に就労しているひとり親世帯の貧困率が際だって高い。これは、母子世帯の母親の就労形態が、非正規労働者が大半であるために、就労が経済的安定に結びつかないことが原因である。政府は、先の児童扶養手当の見直しで、母子世帯の就労支援を強化するとしたが、まだ十分な効果はみえてこない。

3. 民主党の子育て支援策の概要

民主党マニフェストから子育て支援策を抜粋すると、①子ども手当の導入、②生活保護の母子加算の復活、③待機児童の解決、④不妊治療への保険適用、⑤出産手当金の引き上げ、⑥公立高校授業料相当の給付、⑦奨学金制度の充実などがあげられる。これまでの自民党政権に比べ、現金給付を中心とした非常に手厚い支援策であるのが特徴である。

なかでも注目を浴びているのが、子ども手当の導入である。子ども手当の支給額は1人あたり年額31万2,000円（月額2万6,000円）で、中学卒業までに、親の所得状況にかかわらずすべての世帯に支給される。財源は全額国庫負担である。そのかわり、現行の税制による扶養控除と配偶者控除は廃止するが、地方税および特定扶養控除、老人扶養控除は残存するとされている。子ども手当の対象外となる、高校生や大学生のいる世帯に対しては、公立高校の授業料無償化や奨学金制度の充実で、子育て費用の軽減に対処するとしている。

現行の児童手当と比較すると、給付額の高さがまず目につく。現行の児童手当は、3歳未満は出生順位にかかわらず月額1万円、3歳以上は第1子および第2子が月額5,000円、第3子以降が月額1万円であるのに対し、子ども手当は月額2万6,000円とかなりの高額になる。また、支給対象年齢につ

いては、児童手当が0歳から小学校修了までであるが、子ども手当は3年長い中学校修了までである。そして、子ども手当には親の所得制限がなく、児童手当の財源は国庫、地方負担、事業主負担で構成されているのに対し、全額国費である、といった違いがある。

2010年度予算概算要求の時点で、半額支給を予定している子ども手当支給額は2.7兆円とされている。

4. 子ども手当の課題

子ども手当については、まだ具体的な制度設計に関する情報が少ないため、マニフェストや報道による情報から、現在考えられる課題をあげる。

(1) 地方税の扶養控除、配偶者控除は残すのか

民主党は、配偶者控除、扶養控除などの所得控除が高額所得層に有利であり、これを基礎控除や児童手当増額の財源にすべきという主張を行ってきた。税制中心の減税主義からすべての人に対する手当に振り向け、「個人所得税を性別役割分業に固定しない税制に変え、ライフスタイルの選択に中立な税制」「特定年齢層だけを特別扱いしない税制を実現」という同党の主張は評価できる。

控除から手当へ、あるいはINDEX2009で提唱された税額控除導入といった流れは、所得再分配機能を強化し、子どもの貧困問題への解消への寄与が期待できる。また、社会保障の軸をこれまでの高齢者中心から、子育て世帯へとシフトするというメッセージとも受け取れる。

しかし、マニフェストによれば扶養控除・配偶者控除の整理は、所得税のみに限定され、地方税はそのまま残存されるという。さらに高校生以上のいる特定扶養控除は、税制調査会で縮小の方向性が検討されているとの報道はあるが、これも残存されるという。地方税は一律税率10%ではあるが、所得控除と手厚い子ども手当の併用は、所得再分配の点でも不明確であるだけでなく、高所得者世帯に対する巨額な二重給付となりかねない。

(2) 社会保障負担の世代間・世代内の公平性

限られた財源のなかで、どのような世帯を支援するかは、税制や社会保障負担のあり方に直結する。高額な子ども手当の支給は、社会保障給付をこれまでの高齢世代から若年・子育て世帯へとシフトするように感じられる。しかし、老年者控除、公的年金等控除の復活など、老齢世代の可処分所得を増やす旨も記載されており、全体として社会保障の費用負担を誰が負うのかが不明確となっている。

本来、税制や社会保障制度は、家族形態や就業形態の選択に中立的であるべきであり、同じ所得水準であれば同じ負担であるべきである。すべての人が得をする制度設計はありえない。メリハリのない改革は財政悪化、国債発行残高の増大をもたらし、結局は未来の子どもたちがこの費用を負担することになる。

(3) 手当額の根拠・水準

子ども手当の月額2万6,000円という金額の根拠である。

日本の児童手当導入時には、その水準は子育て費用の2分の1から3分の1を負担するとされていたが、1980年代には財政制約の影響から厳格化され、近年は少子化対策の見地から、金額が引き上げられてきた。しかし、児童手当導入から40年近くたってもなお、いまだ社会が負担すべき子育て費用の水準は、明確な決着がついていない。

現時点では、子ども手当額の根拠は、「最低限必要な基礎的経費」[3]としてしか説明されていない。また、生活保護1級地1の「生活扶助基準」（第1類費）3～5歳児の月額2万6,350円を根拠としているとの報道[4]がみられる。しかし、この第1類費生活扶助基準は、主に各年齢の栄養所要量を参考としており、実際の子育て費用ではない。また、なぜ3～5歳を基準とするかは疑問が残る。

子ども未来財団（2006）によれば、0歳児から中学校卒業までの生活費／必要費用[5]の合計額（2004年価格）は約598万円(年平均39.87万円）で、子ども手当は約78%の水準になる。生活費/必要費用は、子どもの年齢とともに上昇するので、幼稚園就学前では子ども手当は生活費／必要費用の2.2倍となり、中学校では5割程度となる。むろん、この推計には保育料や医療費は含まれておらず、子育て費用の公私の役割分担を明確化しないと、議論が錯綜する恐れがある。

OECDの家族給付の調査を見ると、日本の児童手当の給付水準（3～12歳の第1子最高額の平均賃金に対する割合）は、月額5,000円だった時点で平均賃金の1%水準で、3～4%程度が多数を占

める欧米諸国[6]に比べ、かなり見劣りするものであった。しかし、仮に平均賃金の水準が変わらないとすれば、子ども手当月額2万6,000円が導入されれば、単純計算で給付水準は平均賃金の5.2%となり、北欧諸国の4%よりも高い水準になる。むろん、家族給付の給付水準が10%近い国[7]もあるが、これらの国々は家族控除や家族サービスの給付水準はかなり小さく、日本とは事情が異なる。

(4) 所得制限を設けるか

子ども手当の所得制限をめぐる問題は、総選挙前から大きな論点となっていた。子ども手当の目的を子どもへの支援と位置づければ、所得制限なしの給付は妥当だが、工夫すべき点もいくつかある。諸外国のなかでは、家族給付を所得審査なしのユニバーサルな給付と所得審査を要する給付や就労支援と組み合わせた低所得者向け給付の2段階で行っている国もある。日本では低所得者向け給付として児童扶養手当があるが、ほぼ母子世帯に限定されていたり、効果的な就労支援策とはなっていないという問題が残されている。

「扶養控除から手当へ」という所得再分配機能の強化を進めるのであれば、より効果を高める方法として、①子ども手当を課税対象にし、所得税の累進課税を利用して、高額所得者の実質的な給付額を調整する方法、②子ども手当の給付水準を例えば北欧諸国並の4%（月額2万円）に引き下げ、差額と児童扶養手当と統合して、所得審査の上で世帯類型にとらわれない低所得者向けの給付を創設する方法などが考えられるであろう。

(5) 企業、地方の負担は？

マニフェストでは、子ども手当の財源は国費となっているが、現行の児童手当制度は、企業や地方の負担が入っている。単純に児童手当を子ども手当に振り替えれば、地方や企業の負担が軽減されることになるが、こうした制度変更を単なる負担軽減策にしないような方策が必要である。

5. 残された課題

子ども手当の創設や高校の公立高校の授業料相当分無償化、奨学金制度の充実などは、未来の社会を担う子どもへの投資とも位置づけられる。しかし、巨額の財源を必要とするこれらの制度の導入には、あるべき社会保障のビジョン、支援対象を「専業主婦世帯から共働き世帯のシフト」、給付対象を「老齢世代から子どもへのシフト」といったメッセージの確立が不可欠である。ともすれば、子ども手当の導入の賛否は、世帯類型別の損得勘定に終始することにもなりかねない。また、これらの財源を単なる赤字国債で賄えば、結局のところ子どもたちへの投資ではなく、負債だけを残す結果となるだろう。

もう一つ重要なのは、奨学金や子ども手当だけで子どもは育つわけでない。親の経済的安定があってこその制度である。能力開発や生活保護、職業訓練等のセーフティネットとトランポリン機能の充実が不可欠であるのは言うをまたない。

<参考文献>
子ども未来財団（2006）「子育て家庭の経済状況に関する調査研究」
駒村康平（2009）『大貧困社会』角川SSC新書
道中隆（2009）『生活保護と日本型ワーキングプア　貧困の固定化と世代間継承』ミネルヴァ書房
耳塚寛明・牧野カツコ編著（2007）『学力とトランジッションの危機－閉ざされた大人への道』金子書房
OECD（2008a）（高木郁朗監訳・麻生裕子訳）『図表でみる世界の社会問題2』明石書店
東京都福祉保健局（2005）「児童虐待の実態Ⅱ－輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワーク」
OECD（2008b）“Growing Unequal ? Income Distribution and Poverty in OECD Countries”

1 OECDのfamily databaseのサイトより（http://www.oecd.org/document/4/0,3343,en_2649_34819_37836996_1_1_1_1,00.html）
2 子どもの貧困率は、18歳未満の子どもの相対的貧困率（当該国の中位可処分所得水準の50%未満の所得水準の者の当該人口に対する割合）を使用している。調査対象国は30カ国。詳細はOECD（2008b）を参照されたい。図4は、調査不能の国を除外しているので、データ数は25カ国である。家族給付の出典は、OECD Family Databaseによる。
3 民主党ホームページには「神本ネクスト大臣は月額2万6,000円に設定した根拠について、各種家計調査データ等をもとに算出したもので、中学校修了までの子どもにとって最低限必要な基礎的経費であると説明。」（2007年12月26日づけ）
4 読売新聞2009年10月3日朝刊
5 生活費（食費、被服および履物）と学費（学校教育費＋給食費＋家庭教育費）とその他（3歳までのお祝い行事関係費）を生活費／必要費用とし、それ以外を選択的費用としている。妊娠・出産費用は除く。文中の数字は、すべて公立の場合である。詳細は、子ども未来財団（2006）を参照のこと。
6 OECD family databaseによる2007年時点の家族給付（給付付き税額控除を含む）。北欧諸国、ドイツが4%、イギリス、アメリカで3%となっている。
7 オーストラリア（8%）、ハンガリー（7%）、ルクセンブルグ（6%）、マルタ（9%）、ニュージーランド（10%）、スロベニア（8%）など。

寄稿

若年労働者の貧困の現場から

～社会的排除に対抗する希望のありか～

東海林　智
（毎日新聞社会部）

◇残されたベビーベッド◇

「捨てることができなくってね……」

埼玉県内に住む、契約社員の男性（29）はそう言うと、6畳一間のワンルームの隅に目をやった。そこには、小さく畳まれて、ビニールひもで結ばれたベビーベッドがあった。布団とテーブル代わりの家具調コタツ以外はほとんどモノのない部屋には、いかにも不釣り合いだ。けれど、ベビーベッドは彼が、小さいながらも家庭を持っていた証しのようにそこにあった。

彼は、今年の3月まで、そのベッドの主であった長女と妻の3人で暮らしていた。その生活が破たんした。きっかけは、昨年11月に派遣されていた自動車部品工場で契約途中で雇い止めにあったことだ。ちょうど、「派遣切り」が社会的問題となる少し前のことだった。3カ月や6カ月の契約更新を重ねながら2年半勤め、3月末まで勤めれば3年になるところだった。「契約途中で雇い止めにすることが違法だなんて知らなかった。派遣はそういうもんだって思っていたから」。素直に雇い止めに従った。契約期間の給与保障もなし。下手に文句を言ってもめると、次の仕事を紹介してもらえないとの思いもあった。これまでもそうしてきた。けれど、いつまで待っても次の仕事の紹介はなかった。

ここで、彼の職歴について触れたい。彼は東北地方の工業高校の出身だ。1999年に高校を卒業、地元の製造業の会社に就職を希望したが、求人が激減していたころで、就職先が決まらなかった。35人いたクラスの仲間で地元に就職が決まったのは5人ほど、県外への就職が15人ほど、残りは専門学校などへの進学と地元でフリーターになった。彼も地元でスーパーや建設現場の仕事をしながら、正社員の仕事を探した。彼は「バイトの月収は9万円程度だったけど、親元にいたので生活はできた」と振り返る。

彼がフリーターになる経緯を見れば、彼が望んでフリーターになったのではないことが分かる。実際、若年者が不安定な雇用に就くケースは増えている。例えば、15～24歳の非正規雇用で働く割合は23・2%だったのが、2001年には43・5%にまで上昇し、06年には48・5%と、今や若年者の2人に1人は非正規雇用で働いている状況だ。

◇田舎には仕事がない◇

地元で働いていた彼だが、最低賃金に近いような時給で働き続けることに不安を感じた。彼は「どこで働いてもずっと働けるわけじゃないから、仕事を覚える気にもなれなかった。自分に将来があるのかともんもんとしていた」と言う。そんな思いの中で、上京を考えた。地元で発行されている求人誌には「寮完備、月収26万も可。体一つで来て下さい」などと魅力的な言

葉が並んでいた。首都圏の派遣の仕事だ。「東京に行けば、道は開けるんじゃないか」と、23歳の秋に上京した。最初は、神奈川県内の下請け自動車工場だった。26万円の月収は、目いっぱい残業をやらないと無理だと知った。生産調整で残業がない月は手取りが15万円を割ることもあり、寮費などを引かれ、手元に残るのはせいぜい10万円程度だった。最初の工場は半年、その後、静岡や群馬などの工場を転々とした。

北関東の電機部品工場で働いている時に、別の派遣会社から派遣されていた妻と知り合った。東北出身で、同じように仕事を求めて上京していたこともあり、気が合い、結婚した。生活を切り詰めて貯めた100万円で埼玉にマンションを借り、家から通える仕事を探してもらった。派遣会社には、「安定した正社員の仕事を」と頼んだが、「正社員はない。派遣なら探す」とつれなかった。家庭もでき、安定した仕事に就きたかったが、妻がすぐに妊娠したため、派遣での仕事を続けた。出産後、妻はすぐパートの仕事を始めるほど、生活は苦しかった。それでも、家族3人が暮らせる幸せをかみしめていた。彼は「工場を転々とする派遣で働いていたので、結婚とか子供とか、自分には縁のない話なんだろうって思ってましたからね」と言う。

◇派遣切りで壊された小さな幸せ◇

だが、そんな小さな幸せは、壊された。派遣切りに遭い、仕事の紹介もない。収入が途絶え2カ月目、ようやく失業給付が支給された。妻のパート収入は約6万円で家賃にも足りない状態だった。しかし、彼の失業給付も10万円程度で、生活は火の車だった。「1日も早く仕事を」とハローワークが開く1月5日は朝8時に並んだ。すでに約20人が並んでいた。パソコン画面を食い入るように眺め、良さそうな仕事には片っ端から申し込んだ。それでも仕事は見つからず、2カ月が過ぎた。3月上旬、妻が切り出した。「田舎に帰ろうかと思う。ここで子供を育てるのは無理です」。話せば必ず口論になる。そんな姿は見せたくない。3歳の子が寝付くのを待って、幾晩も妻と話し合った。結論が出ないまま、子供の横に寝る。あどけない寝顔を見ると、「この子とは絶対に離れたくない」と涙がこぼれる。妻も泣いている。けれど、日々の暮らしは待ってくれない。結局、離婚はせず、妻が田舎で子育てすることになった。

妻子が去った。当初は、仕事が決まったらすぐに呼び戻そうと、家賃8万円のマンションを維持した。けれど、仕事が見つからないままではそれも難しく、解約してワンルームに引っ越した。6月に引っ越した時、妻が子を連れて手伝いにきた。待ちきれずに駅に迎えに行くと、3カ月ぶりに父の姿を見つけた子供は、改札から10メートルの距離を全力で走り、彼の胸に飛び込んできた。抱きしめて、彼は泣き、子は笑った。

10月に彼を取材した時点で、まだ就職は決まっていなかった。妻子を語る時、しばしば涙ぐんだ。彼は給付付きの就職支援を受け、電機関連の資格を取ろうと職業訓練を受けている。高校時代の知識があるので、資格自体は問題なく取れるだろうと言う。ただ、資格を取っても仕事が得られる保証はない。彼に「恥と思うのか知れないが、嫁さんの実家に転がり込んで、家族一緒の生活を取り戻して仕事を探したら」と聞いた。彼は「東京で仕事がないんだから、まして、東北の地で家族を養える仕事なんて、絶対見つからないですよ」と怒ったように答えた。しばらく沈黙した後、息を吸い込んでこう言った。「この国はどうかしてるんじゃないですかね。生きるために家族が離ればなれにならなきゃならない」。「頑張れ」も「あきらめるな」もむなしい言葉に思えた。彼の言葉を黙って聞くことしかできなかった。

◇規制緩和で押し出され◇

彼の話を長く紹介したのは、小泉内閣で押し進められた構造改革の労働分野においてのゆがみや痛みが凝縮されているように思うからだ。前述したように、彼が高校を卒業したころ、彼

の住む東北地区を始め、南九州などでは高卒者への求人が大きく減少し始めていた。その後、求人倍率は1倍を切るところも数多く出始めた。1倍を切るということは、就職希望の高校生が全く選り好みをせずに就職したとしても、仕事に就けない生徒が出てくるということだ。社会人として人生のスタートを切る時に、自分の希望をかなえる術もなく、不安定な仕事へと押し出されて行くのだ。彼のケースを見ても分かるように、自ら選び取ってフリーターになっているわけではないのだ。

さらに、こうした事態を後押ししたのは、労働者派遣法の派遣職種の原則自由化（99年）、製造業務解禁（04年）など、労働の規制緩和である。一般事務職を始め、製造現場まで常用代替を可能にした上で、「自由な働き方」「雇用の多様化」などの言葉の下、非正規雇用化を推し進めた。繰り返しになるが、労働者側が多様化を望んだわけではない。いわば「強制された多様化」なのだ。政策的に誘導されたことでありながら、派遣切りにあった若年者には「自分で選んだ」「他に仕事があったはずだ」「アリとキリギリスの違い」などと自己責任を問う言葉が投げかけられる。もちろん、中には自らフリーターや派遣労働者を選んだ若者もいるだろう。しかし、圧倒的多数は押し出されるようにそうなったのであり、問われるべきは自己責任ではなく、政策的な失敗だろう。

ちなみに、高校生への求人は、07年問題もありここ数年上向きに転じてきた、しかし、来春はどうか。厚労省の7月末時点の調べでは、求人は、4年ぶりに1倍を割り込んだ。求職者19万1000人（同5・5％減）に対し、求人数は13万5000人（同48・8％減）、求人倍率は0・71倍だ。求人数は半減した。地域別では1倍を超えたのは東京（2・62倍）や大阪（1・46倍）など4都府県に過ぎず、沖縄（0・11倍）や青森（0・16倍）など東北・九州地区では0・1～0・2倍台の低い倍率が目立っている。いったん景気が悪くなると、企業はもはや習い性のように人を削る。そして、その穴埋めを非正規雇用労働者でまかなうのだ。

◇規制改革が招いた地方の疲弊◇

こうした地区からの若者の“流出”は深刻な問題だ。就職希望者の半数を大きく上回る数が県外に流れる青森の進路指導の担当教諭は「青森は伝統的に求人が少なく、若者の流出は何年も続いている。県全体が限界集落化するのも時間の問題だ」と危機感を募らせている。しかし、規制緩和路線の下ではこうした事態さえ正当化された。小泉政権時代、規制改革会議でらつ腕をふるったある大学教授は、経済誌記者にそのことを聞かれると「地方が衰退するのは当然でしょう。効率の悪い所で事業をするバカはいない。みんな東京に来たら良いんですよ」と答えたという。その、東京に集まった労働者がどうなったのか、その一つの例が前述の彼だ。さらに、昨年末から年始にかけて東京・日比谷公園で開設された「年越し派遣村」に駆け込んだ若者にも、東北や南九州の出身の若者が目立った。私も東北出身なので、良く相談に乗った。私は彼らに「東京で野宿をしなければならない状況ならば、田舎に帰って生活を立て直したらどうか」と何度か話した。しかし、彼らは「仕事がないから上京した。帰っても親の年金をあてにするような（低賃金の）仕事しかない。ここで何とかするしかないんです」と訴えた。そこからは、生活できない賃金で働らかざるを得ない仕事のサイクルをぐるぐると回っている状況が読み取れた。

◇自己責任を打ち破ろう◇

「何とかしたい」若者たち。けれど「何ともならない」現実がある。そんな現実の中でもがく若者たちを組織化してきた、派遣ユニオンや首都圏青年ユニオンなど個人加盟の労組の幹部は、労働相談を受ける中で良く聞くのは、「自分が悪いんです」という自分を責める言葉だという。私も取材の中で何度もこの言葉を耳にした。仕事を切られ、住居を追われ、今日の寝場所す

ら不確かな中でも、彼らはまず、自分の責任を考える。「労働組合に入って闘えるよ」「労基署へ申告もできる」と誘いの言葉を言ってもなかなか踏ん切りがつかない。最初は、“闘わない”彼らにいら立ちもした。けれど、取材を重ねるうちに、それも無理からぬことだと分かるようになった。

昨年末に自動車工場で雇い止めにあった派遣労働者の男性（36）は、「これまで、誰も信じてこなかったし、必要だとも思わなかった。派遣の仕事はしょせん1人。1カ月後どこにいるかも知れないです」と語った。同じ工場で長く働いても「君が必要だ」と言われたこともない。自分が明日ここからいなくなってもラインは動く。働く者としての個を否定され、ひらすらどこかの工場のラインを支えるのだ。派遣労働者はよく「私たちはモノじゃない。私たちは部品じゃない」と訴える。まさしくモノのように扱われ、人として働く尊厳を奪われてきた。そして、他の労働者とつながるすべもなく、個々がバラバラに分断され、削り取られてきた。

そんな境遇を生きてきた彼らに、前政権の政治家は「自己責任」という言葉を好んで使い、彼らの責任を問うた。その言葉は、野宿者や生活保護受給者、シングルマザー、フリーターなど生活に困窮する者にも向けられた。「社会主義国家ではない。格差はあるものだ。自己責任だ」と。しかし、生存が脅かされる状況を明日への希望も持てない状況を「自己責任」の言葉で放置するのならば、政治は何のためにあるのか。自己責任をどこまでも追及するようなあり方は、政治の自己否定にもつながる。社会の中でつらい境遇に陥っている者たちのことを考えないならば、政治は必要ないからだ。

◇社会的排除に社会的連帯を◇

「誰も必要とは思わなかった」と語った彼は、労組に加入して闘うことを決意した。労組は彼の働いていた工場の門前で抗議のビラまきをすることを決めた。昨年12月の午前6時半、彼の工場の最寄り駅には、白い息を吐きながら組合員約30人が集まっていた。寮から駅に仲間を迎えに行った彼は、その光景を見て涙ぐんだ。「自分なんかのために、朝早くからこんなに集まってくれて……。1人じゃないんですね。ホントにうれしい」。そんな言葉を素直に言った。「誰かに必要とされている。手を差し伸べてくれる仲間がいる」。そんな、人として当たり前に思う感覚を彼はずっと封印してきたし、感じることができなかった。

当たり前のことだが、自分を粗末に扱うことは、同じように他者も粗末に扱ってしまうことにもつながる。だから、誰かが用意した「自己責任」などという理屈で自分を傷つけないで欲しい。人間らしく働く労働の尊厳を奪われ、壊された心は、人と人がつながることでしか奪い返すことはできないのではないだろうか。「派遣切り」は何も昨年末に突然始まったことではないし、ワーキングプア（働く貧困層）の問題も数年前から現実にあった状況だ。しかし、政治や社会はそのことを「なかったこと」「見なかったこと」にしてきた、つまり、社会的排除が行われてきたのだ。それに対抗するには、私たちは社会的連帯を作らなければならない。

そのためには、小さくても良いから声を上げよう。社会の中で置き去りにされた闇を闇のままにしておくことを許さない小さな声を。小さな声を集めて、闇を照らそう。その試みはすでに始まっている。生活に困窮する者たちが連携して声を上げた「反貧困ネットワーク」や「派遣村」などがそうだ。そして、小さな声を聞いた者たちが、考え、動き始めた。この夏の政権交代も、決してそれらの動きと無縁だったわけではないだろう。すこしづつこの国は変わってきている。

つい最近、反貧困ネットワークで知り合った20代前半の若者は「希望を見つけたかった」と参加の動機を話した。私は彼の言葉を聞いて、なぜ、自分がこの運動にひかれたかに納得がいった。私も、社会的連帯に希望を見たかったのだ。

報　告

希望のもてる労働と生活を考える

－第22回連合総研フォーラムを開催－

今年の連合総研フォーラムのテーマは、「希望のもてる労働と生活を考える」。現下の厳しい雇用情勢への対症療法的な対策を考えるだけでは、将来の生活に希望をもてない。誰もが労働と生活に希望をもてる社会を考えることにより、政権交代後の進むべき道も開けてくるのではないか。

小峰隆夫氏による講演では、現状の景気認識や新政権の経済運営などの論点について触れられ、神野直彦氏、権丈英子氏、佐藤香氏、小峰隆夫氏によるパネルディスカッションでは、政策体系の新たなデザイン、働き方やライフスタイルの改革の必要性などに焦点があてられた。

以下では、講演要旨およびパネルディスカッションでの問題提起の要旨を掲載する。

（文責：連合総研事務局）

■講演（要旨）

日本経済の現状と課題

小峰　隆夫　法政大学大学院政策創造研究科教授

「長期的な成長を考えるという点で、新政権の考え方はまだ十分出ていない」と指摘する小峰教授

景気の3つのフェイズ

景気の動きは、通常、三段階に分けられる。第一段階では、経済の外からくる動きによって経済が動き始める。今回は輸出が動いた。第二段階では、企業収益が悪くなる。生産能力も余るため、設備投資もしなくなり、さらに需要が落ちる。第三段階では、企業は雇用を調整し始める。雇用情勢が悪化し、賃金も上昇しなくなり、家計にもその影響が及んでいく。

それでは現在の状況はどうなっているか。まず、第一段階は輸出が落ちて生産が落ちる。とくに、2007年ぐらいから輸出の上昇が止まり、リーマンショック以降、ものすごい勢いで輸出が落ちた。生産も2007年後半から上昇が止まり、2008年後半以降、ものすごい勢いで落ちた。

第二段階では、企業収益が落ちて設備投資が落ちる。企業収益も2007年後半から大幅に落ち、とくにリーマンショック以降大きく落ちた。設備投資も2007年ぐらいから上昇が止まり、その後大きく落ちた。今回はあまりタイムラグなしにこれらが起きた。

その後、第三段階の雇用情勢では、1人当たり平均の現金給与総額は、2002年以降の長期景気拡大の間、驚くべきことにほとんど上がっておらず、それどころか多少下がっている。こうした例はほとんどない。2002年から2007年の戦後最大の長期拡大といっても実感はないと皆がいうが、賃金が上昇しないので当然のことである。失業率も、2008年ぐらいから大幅に上昇しており、有効求人倍率も下がり続けている。失業率はこのところ若干改善したが、これは多分一時的なものである。有効求人倍率のほうが雇用より先行するはずなので、有効求人倍率のほうがまだ下がり続けているということは、雇用情勢はまだまだ悪いという状況である。

現在われわれは、この2007年以降の非常に大幅な景気後退の第二段階、第三段階の渦中にあり、それがまだ続いている。そのなかで、今度は少し良くなりかけた第一段階が混じってきたと考えられる。つまり、世界経済

2009年10月26日、ホテルラングウッド（東京・日暮里）において「第22回連合総研フォーラム」が開催されました。労働組合関係者、研究者・有識者など150名を超える参加者の方々とともに、さまざまな議論を行いました。本報告では、フォーラムの概要を紹介します。

の落ち込みがやや回復し、輸出が戻ってきたため、生産も少し戻った。現在、厳しい局面と持ち直しの動きが両方混じっているということである。厳しい局面は、景気が後退するほうの第二段階、第三段階が依然として残っているので厳しいということであり、企業収益が依然として低水準で、設備投資もまだ落ちている。雇用情勢も一段と厳しくなっている。そういうなかで、今度は景気が回復してくるほうの第一段階をあらわす。輸出、生産が持ち直してきたという動きが現れてきた。つまり、景気後退の影響がまだまだ続いているという流れのなかに、景気が良くなりかけてきたという新しい流れが混じってきたというのが現在の状況である。

景気の持ち直しは続くか

多くの人びとが関心を持っているのは、現在見られる景気の持ち直しは続くのかどうか、あるいはもう一回落ち込んでしまうのかという点であろう。二番底を懸念する人はかなり多い。アメリカを中心とした世界景気の回復が本当にしっかりしているのか、麻生政権時代に実施した景気対策の政策効果が切れるのでないか、それから景気の悪化の影響がこの後もう一回出てくるのではないか、といった点で懸念がみられる。

多くのエコノミストは、すでに景気は谷を過ぎ、ボトムを過ぎて、上昇期に入っており、1年以上はまだその状況は続くだろうという見方をしている。

2009年度の平均成長率は▲3.2%、2010年度は1.2%でやや回復し、2008年度もマイナスだが▲3.1%よりは小幅なマイナスである。数字をみると、2009年度が非常に大きな経済の落ち込みをし、2010年度は少し回復してプラスになると考えられる。ところが、それは必ずしも正しくない。1年間でどのくらい成長したかという年度間成長率をみると、2008年度は▲9%ぐらいで、ものすごい落ち込みをしている。2009年度は2%を超え、ものすごく落ち込んだあとから上向きになっている。本当の姿は、2008年度こそがものすごい落ち込みの年であり、2009年度は緩やかに回復している年である。成長率の計算でゲタというものがあるため、技術的な理由で低く出てしまうのである。

「希望のもてる労働と生活を考える」をテーマに開かれた第22回連合総研フォーラム（10月26日、東京・ホテルラングウッド）

したがって、来年度の1.2%よりも、2009年度の▲3.2%のほうが実は頑張っているということになる。普通われわれがみている成長率と本当の経済のパスはかなりずれているので注意が必要である。単純に成長率の数字だけを見ていたのでは実態とかなりずれるということが重要なポイントである。

失業率はどこまで上昇するか

現在の経済にとって大変重要な問題は、レベルが低いということである。持ち直したとしても、レベルは非常に低いということは変わらない。レベルが低いと、生産能力が余り、企業は新しい設備投資をしようとはしない。さらに問題なのは、人を雇おうとしないということが起こる。したがって、大方のエコノミストは、経済は回復していっても、雇用情勢は今後さらに悪くなるのではないかという見方をしている。

ESPフォーキャスト調査では、失業率は2009年末ぐらいに5.9%ぐらいまで上昇し、その後、2010年に入ってからもあまり下がらない状態が続くと予測している(**図表1**)。厳しい雇用情勢はまだまだ続きそうだということになる。失業率の上昇には、巨大な需給ギャップの拡大が大きく影響している。

図表1　2009年度から2010年度にかけての失業率予測

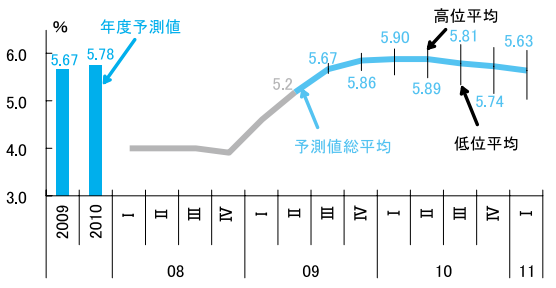

経済企画協会「ESPフォーキャスト調査」(2009年10月)より

新政権の経済政策は景気にどう影響するか

ESPフォーキャスト10月調査で、新政権の影響が成長率、金利、物価の指標にどれぐらい出るかというアンケートを行っている。1年以内の短期でみると、新政権はあまりプラスに判断されていない傾向があり、成長率は下がるという人が多い。それから、金利は下がる、物価も下がる、失業率は上がる、為替は上がる、株価は下がる、という組合せになっており、マーケットはあまりプラスに評価していない。

1年超の長期でみると、さきほどとほぼ同じ傾向であるが、長期的にみればそれほど大きな差はないというほうが強くなってきている。景気対策の補正予算を削り、その分新政策に回すということだが、影響が出てくるのはおそらく来年4月以降になるだろう。そうすると、景気という点ではマイナスになるだろうという判断をするのは、ある意味では自然である。実際にどう出てくるかというのは、大変注目されるところである。

マニフェストの財源問題をどう考えるか

新政権の経済政策のポイントは財源問題にある。財源確保が難しいとなると、マニフェストを修正するか、財源がない分は赤字国債を出すか、答えはこのどちらかしかない。ただ、補正予算で削減した分をマニフェストに使えるのかという疑問はある。それを削減した分を来年度使っていいという理屈はない。

また、そもそも本予算の財源で賄えるかということである。概算要求をみても、相当な規模に膨れ上がっているので難しいのではないか。結論として言えば、もしマニフェストをきちんと実行しようとすると、相当に大規模な赤字国債を出すことになってしまうのではないか。そうすると、国債に対する信任の問題が出てくる可能性がある。それを防ぐためには、長期的に財政をどのように再建していくのかを示さなければならないが、現在のところ、それはない。

むしろ、マニフェストの仕分けが現在必要なのではないかと思う。マニフェストを全部実行するのではなく、マニフェストを作った時はそれほど政府の情報をすべて持っているわけではなかったので、情報を持ってみたらこうだったということもあり得る。また税収がこれほど落ちたので、財政事情も変わっている。そういう新しい状況に応じて、マニフェストのどこまでを本当に実行する必要があり、どこまでは諦めるか、後回しにするかという仕分けをしたほうがよいのではないか。

長期的な成長戦略をどう考えるか

新政権は、長期的な経済をどのように成長させていくのかという戦略をまだ十分に示していないのではないか。長期的な経済成長率、とくに名目成長率の見通しは、財政再建の長期的なプランを立てるためには不可避である。また年金を制度設計する時にも、国民の可処分所得や物価の見通しは欠かせない。必ずどこかの時点で、何らかの長期的な経済成長の展望を示す必要がある。

成長には3つの側面があり、その1つはパイの拡大かパイの分け方かという問題である。つまり、今まで企業に向かっていたパイの配分をもっと家計に分けることが重要だということはわかるが、国が家計にもっと資金を渡すためには誰かがその税金を払わなければいけない。パイの分け方とパイの拡大は、両方必要だと思う。新政権は分け方のほうに重点を置いているのではないかという印象がある。

2つめは、需要か供給かという側面である。1人当たり所得が増えるためには、1人当たりの生産が増えなければいけないので、供給面での効率化は不可避である。

家計に所得を渡し消費を増やすというのは需要面の話である。それに応える供給面をどのように効率化するのかということが、一種の成長戦略になるだろう。資源配分の弾力化、グローバル化もやはり必要である。新政権は、需要にやや偏っているのではないかという印象がある。

内需も輸出も両方伸ばす

3つめは、内需か輸出かという側面である。外需という言葉は、私は使わないほうがいいと思う。外需は輸出マイナス輸入なので、輸出と外需は異なる。高度成長期の時と、今回の2002年以降の景気拡大の時の経済の姿をみると、高度成長期の時は10％ぐらい成長し、輸出は15％も成長している（**図表2**）。だから、輸出がこの高度成長をリードしたということは間違いない。ところが輸入も増えたため、外需の寄与度はマイナスである。

図表2　高度成長期と2002年以降の実質成長率の中身比較（％）

	経済成長率	寄与度		伸び率		
		内需	外需	内需	輸出	輸入
高度成長期（1956～1970年度平均）	9.6	9.9	▲0.2	9.6	14.6	15.4
今回の景気拡大期（2002～2007年度平均）	1.9	1.2	0.8	1.2	9.9	4.5

（備考）内閣府「国民経済計算」、ただし、1956～1970年度については1990年基準、2002～2007年度は2005年基準

よって、内需と外需という切り分け方をすると、高度成長期は完全に内需中心の成長で、外需の寄与度はマイナスだったということになる。

今回は輸出が非常に増え、輸出拡大型の景気拡大であったことは間違いない。ところが、内需はほとんど増えていない。ちなみに、高度成長の時には輸出も増えたが、内需も10％ぐらい増えている。今回の景気拡大は、輸出がどんどん増えたけれども、内需があまり増えなかったという大きな特徴がある。したがって、今回は外需主導が問題だったのではなく、輸出で大いに稼いだ所得が十分に賃金上昇となって家計に還元されていかず、内需が盛り上がらなかったということが最大の問題だった。単純に内需と外需のバランスでみて、外需依存であったために、今回のリーマンショックのような時に大きな打撃を受けたのだから、これからは内需依存でいったほうがいい、というのは短絡的過ぎる。私は、伸ばすべき輸出は、どんどん伸ばしたほうがいいと思う。アジアは今後も伸びるだろうから、アジア向けの輸出をどんどん伸ばす。輸出部門は日本で最も効率的で国際競争力のある分野である。一番効率的な分野はどんどん伸ばしたほうがいい。それで稼いだ分が税収となり、賃金上昇となって、内需の源泉になると考えたほうがよいのではないか。つまり「外需から内需へ」という考え方ではなく、「輸出も内需も両方増やす」という考え方で取り組むほうがいいのではないか。

こうした長期的な成長をどう考えるかということについては、新政権の考え方がまだ十分出ていない。パイをいかに大きくするか、供給面の効率化をどう図るか、内需と輸出をいかに両立させるかという点で、長期的な成長戦略をもっと考えていけば、経済的には大変良い方向にいくのではないかと考える。

■パネルディスカッション問題提起①（要旨）

未来をみすえた デザイン的雇用対策

神野　直彦　関西学院大学大学院人間福祉研究科教授

「雇用ニューディール研究委員会」の主査をつとめた立場から雇用対策について問題提起を行う神野教授

デザイン的雇用政策とはなにか

連合総研の「雇用ニューディール研究委員会」を主査として取りまとめた立場からお話ししたい（詳細は、連合総研『「雇用ニューディール」研究委員会報告書－全ての人々を対象とし、支援サービスを伴う包括的な雇用対策を－』，2009年）。「雇用ニューディール」という言葉を使う背景には、現在起きている100年に一度といわれる大危機を想定している。現状の問題を克服し、未来をどのようにつくっていくのかを考える場合には、過去の出来事で同じような体験を手掛かりにして、克服する手段、シナリオを考えていくしかない。

福祉国家や、重化学工業を基盤にした産業構造が崩れていく時に、雇用、社会保障面についてもニューディールしていく必要がある。現実の問題から出発し、それにいかに対応していくかという雇用対策ではなく、ある理想形を描き、それをめざして行っていく改革というのが必要ではないか。それがここでいう「デザイン的雇用対策」である。

働く者たちの「連帯と参加」がすべてを貫く大原則

新しい雇用対策、つまりデザイン的雇用対策を形成するうえでは、3つの原則が必要となるが、すべてを貫くものとして「連帯と参加」という大原則がある。つまり、働く者たちの連帯と参加に基づいて、デザイン的な雇用対策を構想していく必要がある。

すべての人々に普遍的に提供される雇用対策を

第一に「普遍性の原則」である。社会保障でいうところの普遍主義も含み、すべての人々に普遍的に提供されるような雇用対策を構想しなければならない。現在生じている、一部の人々を社会的排除してしまうような制度は、ただちに改めなければならない。

この原則に基づくと、「同一労働・同一賃金の原則」も出てくる。最低賃金は、現実から出発する雇用対策としては重要だが、いかなる雇用形態であろうと、同じ労働をしている限りは同一労働同一賃金にしてしまえば問題がなくなるのではないか。

有機的に連携し体系だった政策が必要

二番目は「体系性の原則」である。たとえば、現在は生活保護と社会保険は関連づけられていないし、狭い意味での雇用対策と社会保障とが関連づけられていない。積極的労働市場政策、寛大な生活保障、新しい仕事あるいは新しい産業に人を回していくという3つが関連づけられているというような体系立った政策、それぞれの対策が有機的に関連づけられていなければならない。

現金・サービス給付のセットで生活・雇用を保障する

三番目は「包括性の原則」である。現金給付とサービス給付のセットでもって生活を保障し、雇用を保障するという原則である。政府の機能の大きさと経済成長率とはまったく無関係である。格差と貧困については、大きな政府であるほど、格差や貧困を抑え込むことができる。

解雇しない形で雇用を守るのか、それとも次の仕事に就かせていく形で雇用を守るのかというと、圧倒的に積極的労働市場政策をつくったほうがいい。つまり、衰退産業から成長産業へ人を動かしていくために行う雇用保障と生活保障をしたほうが、経済成長と両立できるのである。

最後に重要な点は、新しい雇用と新しい産業をつくり出すことである。それはとりもなおさず、人間にとって新しい歴史をつくっていくことでもある。

■パネルディスカッション問題提起②（要旨）

オランダにおける フレキシキュリティと 働き方の変化

権丈　英子　亜細亜大学経済学部准教授

オランダのフレキシキュリティが雇用・働き方にどのような効果をもたらしたのかについて報告する権丈准教授

フレキシキュリティとは

フレキシキュリティとは、労働市場における柔軟性（flexibility）と労働者の生活保障（security）を組み合わせた造語で、両者を考慮した政策が重要であるという考え方である。デンマークのフレキシキュリティ（黄金の三角形）が有名であるが、これは①解雇のしやすい柔軟な労働市場を、②寛大な社会保障制度（失業給付等）で支えるとともに、③積極的労働市場政策（職業訓練・職業紹介等）によって失業・非労働から就業への移行をサポートするものである。この政策の結果、デンマークではマクロ経済環境の回復とも相まって、1994年の改革以降、雇用状況は大幅に改善した。デンマークでは労働市場政策に、GDPの4.5％の公費が投入されており、これに対して日本は0.6％に過ぎない。デンマークのフレキシキュリティは、大規模な財政支出が支えている。

また、フレキシキュリティは、デンマーク・モデルだけを指すのでない。EUでは、2007年11月にフレキシキュリティに関する共通原則を採用し、各国がその国の労働市場の実態に応じて、フレキシキュリティに取り組むこととなった。

非典型労働者の活用と労働市場の柔軟性

フレキシキュリティの用語が最初に使われたとみられているオランダは、現在、先進国のなかでも失業率が非常に低い国である。先に述べた、デンマークの労働市場は、従来からかなりアングロサクソン諸国に近く、正社員についても解雇がしやすい、流動性の高いものだった。これに対して、オランダでは、正社員の解雇は容易ではなく、解雇規制の大幅な緩和もなかなか難しい。そのため、パートタイム労働やフレックス労働（派遣労働、有期雇用）などの非典型労働を活用することで、労働市場の柔軟性を高めるという道を選択してきた。

オランダにおける就業形態の多様化は、1982年の政労使による「ワッセナー合意」を起源としている。当時は高失業率のなかで、労働力のより効率的な配分、いわゆるワークシェアリングをめざし、労働時間の短縮と賃上げ抑制に合意した。その後、労働時間の短縮と柔軟な働き方、就業形態の多様化による、働き方の構造変化が進んだ。そして、性別役割分業型社会から、男女が共に仕事と仕事以外の活動をする社会へと転換を遂げた。

パートタイム労働の待遇改善のための法律

オランダの女性のパートタイム労働者割合は、週35時間未満でとると、現在、7割以上である。オランダの女性にとっては、パートタイム労働がごく普通の働き方、典型的な働き方といえる。こうした増加と並行し、また後押しするように、ワッセナー合意以降、労使協定などでパートタイム労働者の待遇改善が進み、1990年代以降には次第に法律として整備されるようになった。1996年には労働時間による差別が禁止され（フルタイム労働とパートタイム労働の均等待遇）、2000年には、労働時間調整法が制定された。この法律は、労働時間の延長、短縮を要請する権利を労働者に認め、企業側はこれに反対する場合、説明責任があるという、画期的なものである。

実際に均等待遇は確保されているか

時間当たり賃金をみると、日本では、男性フルタイムが高く、次に女性フルタイムであり、パートタイム労働では年齢に伴う賃金上昇がほとんどない。オランダでは、パートタイムとフルタイムの差は日本に比べ非常に小さい。オランダのパートタイム労働は均等待遇が確保されており、時間当たり賃金を維持したままで、労働時間の変更ができるのである。

派遣労働者も均等待遇を義務づけ

オランダでは1965年に派遣労働が許可制になり、1980年代以降、柔軟な労働力として増加している。EU諸国のなかでも派遣労働者の割合が高い。1998年の派遣事業の自由化と同時に、派遣労働者と正社員の均等待遇の確保を義務づけている。1999年の「柔軟性と保障法（フレキシキュリティ法）」では、派遣期間に応じて派遣労働者の雇用保障が高まる仕組みが導入され、一定期間働いた派遣労働者は、派遣会社と期間の定めのない契約を結ぶ権利が得られることとなった。

家族政策と女性就業率の上昇

オランダの家族政策は、実は非常に保守的であった。1990年くらいまでは、母親の育児責任が重視されていた。それ以降、仕事と家庭の両立、とくにパートタイムでの就業が促進されるようになった。1980年代以降、女性の就業率が急増したが、6歳未満の子どものいる女性の就業率も、現在、北欧諸国に次ぐくらいの高さになった。しかし、家族関係社会支出のGDP比は、日本より高いものの、北欧やフランス等に比べてかなり控え目である。

■パネルディスカッション問題提起③（要旨）

国際比較からみた日本人の働き方とライフスタイル

佐藤　香　東京大学社会科学研究所准教授

連合総研の生活時間の国際比較調査をふまえて、日本人の働き方とライフスタイルについて報告する佐藤准教授

時間資源という視点からワーク・ライフ・バランスを検討した連合総研の「生活時間の国際比較調査」について報告したい。日本、アメリカ、フランス、韓国の4カ国について、都市部に住む雇用労働者400人とその配偶者を対象とするカップル調査を実施した（詳細は、連合総研『生活時間の国際比較－日･米･仏･韓のカップル調査』，2009年）。正規雇用同士のカップルが一番少ないのは日本、一番多いのがフランス、アメリカである。また、夫が正規で妻が非正規の組合せのカップルが一番多いのが日本の特徴である。

長い在勤務先時間

日本の男性の非現業系の在勤務先時間は11時間を超えている。長時間労働といわれる韓国もほぼ同じ傾向である。アメリカの非現業系と比べると2時間長い。

時刻別の累積退勤率をみると、全体の80％の人が退勤している時刻になるのが、アメリカでは17時から18時、フランスでは18時から19時、韓国では20時、日本では21時である。とくに、日本の男性の非現業系は、労働時間、始終業前後の時間が長く、在勤務先時間も長くなる。

カップルが共有する時間と家族との夕食

正規雇用のカップルが共有する時間が3時間より多い層は、日本では半分にも満たない。アメリカ、フランスでは3時間以上が7割を占める。正規・非正規のカップルの場合でも、日本はほとんど変わらない。

家族全員そろっての夕食も、日本では「必ず毎日」が16.3％、アメリカは31.8％、フランスは52.8％、韓国は6.9％である。日本では、夫の帰りが遅くて家族全員がそろわないが、韓国では、子どもが塾に行っているため家族全員がそろわないことが多い。

就労環境の評価とディストレス

能力･専門性の活用、職業能力開発、責任･裁量、賃金･処遇の納得性、適切な健康管理、良好な人間関係、働きがいの7項目についての評価は、一番高いのがアメリカ、その次にフランスで、韓国は日本より少し上ぐらいだが、適切な健康管理だけは日本のほうが上回っている。責任・裁量は高いが、賃金・処遇の納得性は非常に低いのが、日本の男性の評価である。日本の女性で一番低いのが職業能力開発である。

ディストレスとは抑うつというストレス反応である。全体では韓国のほうが高いが、日本ではとくに男性が高めである。労働時間が長いとディストレスが高くなるという関係はあまりみられず、すべての国で、就労環境の質が良ければディストレスは減っている。日本では、14時間以上働いている人は、ディストレスがとても高くなる。それは、質の低い就労環境で長時間働いているためだと考えられる。

正規カップルの労働時間と家事時間の配分

正規同士のカップルが一番多いフランスで、カップル平均の労働時間が長い。夫が働きすぎに気付いて労働時間を減らしたいと考え始めるのが、アメリカとフランスでは35時間で、日本と韓国は40時間を超えないと気付かない。

日本の正規同士のカップルの実労働時間をみると、夫が合計労働時間の54％を占める。家事時間では、夫は合計の19.6％しか占めていない。労働時間はほとんど一緒であるのに、夫の家事時間が少なすぎる。アメリカでは、カップルで同じぐらい稼ぎ、夫は家事を36％行っている。

時間資源のバランスを考える

日本は余暇時間も少ない。働きすぎで余暇活動をしない人たちは消費をしないので、経済が回らなくなる。スポーツも将来の健康のための投資活動になる。

男性たちには、いろいろな時間資源のバランスを考えてほしい。この調査では、労働組合に加入している男性の労働時間が一番長い。ぜひこのあたりから日本人の生活を変える第一歩にしてほしい。

連合総研

2009年・年間出版物案内

書籍・報告書のご購入・お申し込みは、連合総研ホームページをご覧ください

『雇用とくらしの新たな基盤づくり－2009～2010年度経済情勢報告－』
(2009年10月)第一書林刊・定価1,600円(税込)

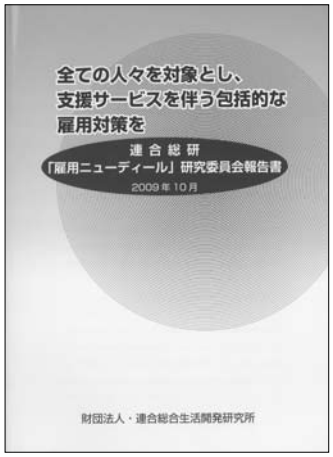

「『雇用ニューディール』研究委員会報告書－全ての人を対象とし、支援サービスを伴う包括的な雇用対策を」（2009年10月）

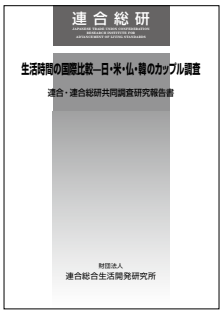

「生活時間の国際比較－日・米・仏・韓のカップル調査」（2009年3月）

「広がるワーク・ライフ・バランス－働きがいのある職場を実現するために」（2009年4月）

連合新書・労働組合必携シリーズⅠ・中村圭介著『壁を壊す』（2009年5月）教育文化協会発行・第一書林発売・定価700円＋税

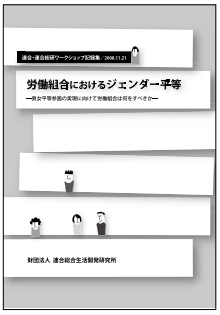

連合・連合総研ワークショップ記録集「労働組合におけるジェンダー平等－男女平等参画の実現に向けて労働組合は何をすべきか－」（2009年5月）

「第17回勤労者短観（勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査）」報告書（2009年6月）

以上のほかにも、次のような報告書を発行しています。

- 「物価問題を考える－緊急物価問題プロジェクト報告書－」(2009年1月)
- 「『非正規労働者の組織化』調査報告書」(2009年1月)
- 連合総研シンポジウム「イニシアチヴ2009－労働法改革のグランドデザイン」ディスカッション・ペーパー(2009年4月)
- 「第16回労働組合費に関する調査報告(2008年10月実施)」(2009年6月)
- 「失業者の暮らしと就職活動に関するアンケート調査結果」報告書(2009年10月)

理事会・評議員会報告

「2008年度事業報告・収支決算報告および会計監査報告」を承認

ー第60回理事会、第53回評議員会報告ー

連合総研は2009年11月19日、ホテルラングウッドにおいて、第60回理事会、第53回評議員会を開催した。理事会・評議員会では、草野理事長の議事進行のもと、成川副所長から2008年度事業報告（2008.10 ～ 2009.9）について、久保田専務理事から2008年度収支決算報告および剰余金処分、役員交代等について、徳永監事から会計監査について、それぞれ報告・提案がなされ、満場一致で承認された。

また、成川副所長にかわり、龍井副所長の任命が機関確認された。

議　　案

・第1号議案　2008年度事業報告（案）に関する件（共通）
・第2号議案　2008年度収支決算報告および会計監査報告（案）に関する件（共通）
・第3号議案　2008年度剰余金の処分（案）に関する件（共通）
・第4号議案　評議員の一部選任（案）に関する件（理事会）
・第5号議案　理事の一部選任（案）に関する件（評議員会）
・第6号議案　委員会委員の一部選任（案）に関する件（理事会）
・第7号議案　副所長の任命（案）に関する件（理事会）
・第8号議案　客員研究員の任命（案）に関する件（理事会）

理事・監事<任期：2009年11月19日～ 2010年9月30日>

【理　事】

草野　忠義（連合総研理事長）
久保田泰雄（連合総研専務理事）
井上　定彦（島根県立大学教授）
河野　和治（JAM会長）
鈴木　宏昌（早稲田大学教授）
内藤　純朗（基幹労連委員長）
中村　　譲（日教組委員長）
八野　正一（サービス･流通連合会長）
安本　皓信（日本機械工業連合副会長･専務理事）
渡邉　和夫（フード連合会長）
薦田　隆成（連合総研所長）
稲上　　毅（労働政策研究･研修機構理事長）
落合　清四（UIゼンセン同盟会長）
毛塚　勝利（中央大学教授）
竹内　法心（JP労組委員長）
中村　正武（電機連合委員長）
南雲　弘行（連合事務局長）
西原浩一郎（自動車総連会長）
林　　大樹（一橋大学教授）
吉武　民樹（児童育成協会理事長）
渡邊　　信（中央労働金庫理事長）

【監　事】

徳永　文一（読売新聞論説副委員長）
山本　幸司（連合副事務局長）
根本　良作（連合総合総務財政局長）

評議員<任期：2009年11月19日～2010年9月30日>

【評　議　員】

石川太茂津（全労済理事長）
大日向雅美（恵泉女学園大学教授）
岡部　謙治（教育文化協会理事長）
古賀　伸明（連合会長）
小柳　正治（JEC連合会長）
末廣　啓子（宇都宮大学教授）
髙木　　剛（全労済協会理事長）
種岡　成一（電力総連会長）
中村　圭介（東京大学教授）
堀越　栄子（日本女子大学教授）
森永　　栄（国公連合委員長）
吉川　　薫（白鴎大学教授）
今野浩一郎（学習院大学教授）
岡田　康彦（全国労働金庫協会理事長）
河田　伸夫（森林労連委員長）
駒村　康平（慶応義塾大学教授）
佐藤　幸雄（全水道委員長）
高井　　豊（生保労連委員長）
高橋　由夫（国際労働財団専務理事）
徳永　秀昭（自治労委員長）
藤澤　洋二（海員組合組合長）
森　　一夫（日本経済新聞論説委員）
山口　洋子（連合副事務局長）
渡辺　幸一（私鉄総連委員長）

2009年度　連合総研所員（2009年11月19日現在）

職　名	氏　名	派遣元・現職
理事長	草野　忠義	連合総研理事長
所長兼副理事長	薦田　隆成	連合総研所長
専務理事兼事務局長	久保田泰雄	連合総研事務局長
副所長	龍井　葉二	連合
主任研究員	澤井　景子	内閣府
主任研究員	松淵　厚樹	厚生労働省
主任研究員	中野　治理	ＪＡＭ
主任研究員	麻生　裕子	連合
研究員	山脇　義光	電力総連
研究員	落合耕太郎	教育文化協会
研究員	宮崎　由佳	電機連合
研究員	南雲　智映	連合総研
研究員	小熊　　栄	サービス・流通連合
研究員	高島　雅子	自治労
客員研究員	井上　定彦	島根県立大学教授
客員研究員	鈴木不二一	同志社大学ITEC アシスタントディレクター
客員研究員	成川　秀明	前連合総研副所長
管理部門経理担当部長	畠山　美枝	連合総研
管理部門総務担当	村岡　　英	連合総研

書　評

働く女性とマタニティ・ハラスメント－「労働する身体」と「産む身体」を生きる

労働領域における「多様な身体」の可能性を問う

杉浦浩美著
大月書店、定価2，730円（税込）

宮崎由佳
連合総研研究員

男女雇用機会均等法が制定されてから25年になろうとしている。この間、男女平等に関する法整備は進み、また、男女平等の実現にとって重要なワークライフバランスの確保は、国レベルにとどまらず、労働組合のレベルにおいても、政策の重要な柱の一つとなっている。このような進展の中で、女性が働く環境はめざましく改善したのではないか－そう考える人は少なくないだろう。

しかしながら、働く女性の結婚・出産退職率は、戦後一貫してほぼ一定水準を保ったままである。結婚退職こそ減少しているものの、出産を機に退職する人の数はむしろ増加する傾向にある。この実態と政策のギャップは一体何を意味するのであろうか。

本書は、妊娠期に女性が直面する経験や葛藤（身体的なものにとどまらず、心理的なものや、職場との人間関係を含む）を、アンケート調査と聞き取り調査によって把握し、その背景にあるものを分析する中で、これまでの男女平等政策に抜け落ちていた一視点を提示している。これまでの調査・研究が直接的なターゲットとしてこなかったこのテーマに取り組んでいること、それ自体が意義深いことであるが、「妊娠を告げたこと、あるいは妊婦であることによって、上司、同僚、職場、会社から何らかの嫌がらせやプレッシャーを受ける」という経験を、「マタニティ・ハラスメント」という概念で把えて、これまであまり語られることのなかった実態を、社会的問題として浮き彫りにしたことが、本研究の最大の意義と言える。

本書で紹介されている各事例が示すのは、「女性の身体性」を強く主張しないという平等化戦略の中で、母性保護の要求という女性労働者の「当然の権利」が、「選択的な権利」へと様相を変えていっているという事実である。「産む身体」が、女性の「特殊性」から切り離され、一個人の選択の問題とされていく中で、多くの妊娠した女性たちは、妊娠期の困難を訴えることができず、むしろ職場から求められる役割に過剰適応しようとしており、その結果、多くの女性が切迫流産の危機に直面していた。また、その困難は、周囲の者（上司のみならず同僚）からは、自らのなした選択に伴う当然のリスクと解されてしまう。その後に生ずる育児の責任が、今や男女の、いや社会の問題とされるようになっているにもかかわらず、である。

こうした現象から見えてくるのは、労働の領域は未だ、何ら身体的負荷を持たない「ケアレス・マン（＝ケアの必要の無い者）」を基準としている、ということである。そして、この基準からの逸脱は、労働領域からの「逸脱」に他ならず、ゆえに、妊娠した女性たちは、職場で差別的な発言や態度にさらされてしまうのだ、と著者は解する。

とするならば、この問題は、何も妊娠した女性のみに限って発生することではないだろう。つまり、身体的負荷を有し、特別な配慮を要する者（＝ケアの必要な者）は誰でも、同じ問題に直面する可能性がある。そして、彼ら彼女らも、自らのままならない身体性を主張しないで職場の求める役割に「過剰適応」し、その結果として、身体的な破綻をきたす危険性がある（そして、妊娠が「選択されたこと」と解される限りにおいて、妊娠した女性労働者は一層自らの選択責任を問われることとなろう）。

労働基準法上の女性保護規定（一般的保護規制）の撤廃とセットで行われた均等法改正以降、男女平等政策は、男女共通基準アプローチへと転換された。仕事と家庭との両立支援策がこれほどまでに受け入れられたのも、このことと無関係ではないだろう。もちろん、こういった施策が、「家事・育児役割」をもっぱら担っていた「女性の身体性」を解体しつつあるのは事実である。しかしながら、他方で、女性の身体性は、「妊娠・出産機能のみが差異」と最小化され、唯一残ったこの「差異」さえも主張するのが難しくなっている。だからこそ、今、この特殊性を認め、それへの配慮を求めるという作業が必要なのであろう。そして、この「多様な身体性」の可能性を探るという課題は、今後の平等政策の在り方を考える上で、さらには労働者の働き方を検討する上で重要な鍵となろう。

相対的貧困率は上昇傾向。国際的にも高水準

我が国の相対的貧困率－厚生労働省発表資料（10月20日及び11月13日）

1. 日本の「相対的貧困率」が2007年調査で15.7%であったと、10月20日厚生労働省から発表された。相対的貧困率とは、所得の分布における中央値の50%に満たない人々の割合をさす。すなわち、①世帯員数の差を調整した「可処分所得（等価可処分所得）」を計算し、②「可処分所得」を低い順に並べ、③中央の人を特定し、④その中央の人の所得を特定し（今回は228万円）、⑤その半分（「貧困線」と呼ぶ。今回は114万円）を下回る人数を特定し、⑥これを全体の人数で割って算出される。

2. 我が国の相対的貧困率は、1998年調査の14.6%から2001年には15.3%と上昇し、2004年調査で14.9%に低下したが、今回の2007年調査では15.7%と再び上昇した（図表1）。

3. 11月13日の発表では、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は、2007年の調査で12.2%だが、大人が一人の世帯（一人親家庭）の相対的貧困率は、54.3%と極めて高い。（図表2）

4. 国際比較をみると、OECD加盟30ヵ国のうち相対的貧困率（2000代半ば）が高かったのは、メキシコ（18.4%）、トルコ（17.5%）、米国（17.1%）で、日本はそれに次いでいる（図表3）。先進国のなかで日本は有数の格差社会であることがみてとれる。それに対して低い国は、デンマーク（5.3%）、スウェーデン（5.3%）、チェコ（5.8%）だった。また、大人が一人の世帯（一人親家庭）の相対的貧困率については、日本が58.7%と30ヵ国中最高となっている。

5. 日本経済は、2002年年初～2007年秋までの約6年間、史上最長の景気拡大が続いたとされるが、その間の勤労者の賃金は低く抑えられ、くわえて非正規雇用労働者が急増した。このことが相対的貧困率の上昇に影響したことが考えられる。

6. 今回の相対的貧困率の公表は貧困対策へのスタートラインとなり得るが、この数値だけで貧困を論ずるのは危険である。たとえば、所得が一部の高所得者に集中して中位所得が下がると貧困率はかえって低下する。したがって、貧困についての多面的な分析が不可欠である。

図表１　相対的貧困率の年次推移

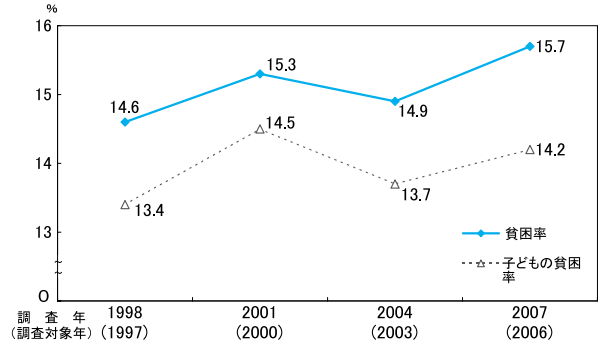

図表2　子どもがいる現役地帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の世帯員の相対的貧困率

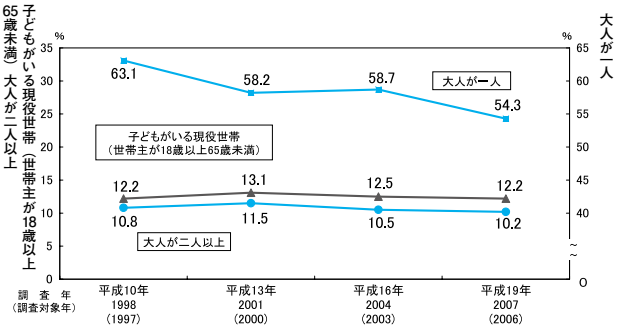

※図表1、2の出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に厚生労働省が算出した。
※図表1、2の注：

1) 「所得」は、調査対象年1年間（1月～12月）の所得である。
2) ここでいう所得には、現金給付として受給した社会保障給付費は含まれるが、現物給付は含んでいない。
3) 可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保障及び固定資産税を差し引いたものをいう。
4) 相対的貧困率の算出にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所作業班がOECDに提供しているつぎの相対的貧困率の作成基準によっている。
   ①「相対的貧困率」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯員の割合をいう。
   ②子どもの貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、中央値の半分に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。
   ③等価可処分所得金額及び中央値、貧困線は、1985年を基準とした物価指数で調整をしたものである。
5) 「大人が一人」の貧困率は、現役世帯のうち「大人一人と17歳以下の子どものいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう。
6) 「大人が二人以上」の貧困率は、現役世帯のうち「大人二人以上と17歳以下の子どものいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう。

図表3　OECD加盟国の相対的貧困率の国際比較（2000年代半ば）

	相対的貧困率		子どもの貧困率		子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）の貧困率					
					合計		大人が一人		大人が二人以上	
	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位
オーストラリア	12.4	20	11.8	16	10.1	16	38.3	19	6.5	12
オーストリア	6.6	4	6.2	5	5.5	5	21.2	8	4.5	5
ベルギー	8.8	15	10.0	10	9.0	12	25.1	10	7.3	14
カナダ	12.0	19	15.1	21	12.6	21	44.7	27	9.3	18
チェコ	5.8	3	10.3	13	7.7	9	32.0	15	5.5	7
デンマーク	5.3	1	2.7	1	2.2	1	6.8	1	2.0	1
フィンランド	7.3	9	4.2	3	3.8	4	13.7	4	2.7	3
フランス	7.1	6	7.6	6	6.9	7	19.3	7	5.8	8
ドイツ	11.0	17	16.3	23	13.2	22	41.5	25	8.6	16
ギリシャ	12.6	21	13.2	18	12.1	18	26.5	13	11.7	23
ハンガリー	7.1	6	8.7	8	7.7	9	25.2	11	6.8	13
アイスランド	7.1	6	8.3	7	7.3	8	17.9	5	6.2	10
アイルランド	14.8	26	16.3	23	13.9	23	47.0	28	10.1	21
イタリア	11.4	18	15.5	22	14.3	25	25.6	12	14.0	27
日本	14.9	27	13.7	19	12.5	19	58.7	30	10.5	22
韓国	14.6	24	10.2	12	9.2	13	26.7	14	8.1	15
ルクセンブルク	8.1	11	12.4	17	11.0	17	41.2	24	9.7	20
メキシコ	18.4	30	22.2	29	19.5	29	32.6	16	18.7	29
オランダ	7.7	10	11.5	15	9.3	14	39.0	20	6.3	11
ニュージーランド	10.8	16	15.0	20	12.5	19	39.1	21	9.4	19
ノルウェー	6.8	5	4.6	4	3.7	3	13.3	3	2.1	2
ポーランド	14.6	24	21.5	28	19.2	28	43.5	26	18.4	28
ポルトガル	12.9	22	16.6	25	14.0	24	33.4	17	13.3	24
スロヴァキア	8.1	11	10.9	14	10.0	15	33.5	18	9.2	17
スペイン	14.1	23	17.3	26	14.7	26	40.5	23	13.9	26
スウェーデン	5.3	1	4.0	2	3.6	2	7.9	2	2.8	4
スイス	8.7	14	9.4	9	5.8	6	18.5	6	4.9	6
トルコ	17.5	29	24.6	30	20.3	30	39.4	22	20.0	30
イギリス	8.3	13	10.1	11	8.9	11	23.7	9	6.1	9
アメリカ	17.1	28	20.6	27	17.6	27	47.5	29	13.6	25
OECD平均	10.6		12.4		10.6		30.8		5.4	

出所：OECD "Growing Unequal?"等

DIO
DATA資料
INFORMATION情報
OPINION意見

事務局だより

【11月の主な行事】

11月4日	所内・研究部門会議	
	外国人労働者問題に関する調査研究委員会	（主査：鈴木　宏昌　早稲田大学教授）
9日	非正規労働者の雇用のあり方に関する調査研究委員会	（主査：佐藤　厚　法政大学教授）
11日	企画会議	
	研究部門・業務会議	
13日	所内・研究部門会議	
15日	働く貧困層（ワーキング・プア）に関する調査研究委員会	（主査：福原　宏幸　大阪市立大学教授）
17日	総務委員会	【連合3F】
	「勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査（勤労者短観）」アドバイザー会議	
19日	第60回理事会、第53回評議員会	【ホテルラングウッド】
26日	「勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査（勤労者短観）」記者発表	
27日	第８回「連合総研ゆめサロン」	講師：藻谷　浩介　日本政策投資銀行　参事役
29～30日	第10回労働関係シンクタンク交流フォーラム	【MELONDIAあざみ野】
30日	外国人労働者問題に関する調査研究委員会	（主査：鈴木　宏昌　早稲田大学教授）

［編集後記］

今月号の特集は、「次世代の貧困－希望のもてる労働と生活を求めて」として寄稿2本を紹介します。「貧困の世代間連鎖・固定化を防ぐには」では、表題が示している悪循環の防止策を扱い、民主党の政策にも触れていただいております。子ども手当については、給付対象を「老齢世代から子どもへのシフト」というメッセージの確立が必要であると提言されています。子どもに関係する制度が機能するために重要なことは、親の経済的安定を図ることが基本条件であるという考えには、小職も問題解決策の王道であると思います。

「若年労働者の貧困の現場から」は、毎日新聞・故大森実氏の「地を這い、石に書く」という記者魂の神髄を彷彿とさせる記事です。「働きたいのに仕事がない」という状況は、「政治政策の明らかな失敗」であり、「自己責任－悪いのは、私自身だ」と自分を責めることは、即止めようと提案しています。涙とともに「ヒトの好いのも、バカのうち」と自覚して、自分を守り、家族と仲間を守るための行動の一歩を踏みだそうと思います。

新政権の「事業仕分け」は、面白いしためになると思いました。これまでの自民党体制が営々と築いてきた族議員と独立行政法人の癒着と既得権を知ることができて、驚くと同時にあきれた次第です。作業チームのメンバーの言い方には、行き過ぎの面もあるものの、旧来の腐敗を取り除くためには、一般の方々の多くが許されると感じていると思います。一方、政権与党の最高幹部をめぐる政治資金に関する疑惑については、間違いがあるなら、うやむやにせずにキチンと説明をしてもらいたいと思います。（耕）

発　行　人／薦田　隆成
発　　行／（財）連合総合生活開発研究所
〒102－0072　東京都千代田区飯田橋１－３－２　曙杉館ビル３Ｆ
TEL 03－5210－0851　FAX 03－5210－0852

印刷・製本／株式会社コンポーズ・ユニ
〒108－8326　東京都港区三田１－10－３　電機連合会館２階
TEL 03－3456－1541　FAX 03－3798－3303

DIO に対するご意見、ご要望がございましたら DIO 編集部（dio@rengo-soken.or.jp）までお寄せください。